

令和 年 月 日

板倉町長 あて

申告者 住所 板倉町

(世帯主) 氏名

電話番号

個人番号

国民健康保険税特例対象被保険者等に係る申告書

板倉町国民健康保険税条例第22条の2の規定により、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例を受けたいので下記のとおり申告します。

なお、申告にあたっては、私及び私の世帯員に係る所得課税状況等の資料を閲覧、調査することに同意します。

記

特例対象被保険者等の氏名（離職時点で65歳未満の者）

住所	板倉町		
氏名			
個人番号		生年月日	昭・平 年 月 日(年齢 歳)
離職年月日	令和 年 月 日	離職理由	
軽減対象期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		

(ただし、再就職して健康保険に加入する場合はその時点までとする。)

※1 非自発的失業者に係る平成22年度以降の国民健康保険税の軽減対象期間は、離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までとし、その間は失業者の所得のうち給与所得を3割として国民健康保険税を算定する。

※2 非自発的失業者に係る平成22年度以降の高額療養費の所得区分の判定については、離職日の翌日において所得判定を行い、その翌月診療分から適用する。(ただし、離職日の翌日が1日であった場合は、その月からの適用となる。また、社会保険資格喪失で新たに国民健康保険世帯が形成された場合については、国民健康保険税の軽減が開始される月から適用となる。)